

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、グリーン経営を推進する認証制度に対し新規登録又は更新登録をした北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付することとし、もって環境対策を推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

（助成対象）

第3条 申請時に北ト協会員である事業所を対象とし会費未納等が無いものとする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に登録したものを助成対象とする。

2 助成金の交付は一事業者につき一事業所の新規登録又は更新登録とする。

なお、新規登録時に助成を受けた事業所及び前回更新時に助成を受けた事業所も助成対象とする。

（対象期間）

第4条 本助成は、前条の登録手続きを令和6年4月1日から令和7年3月21日までに完了したものを対象とする。

（助成金額）

第5条 助成金の交付額は前条の期間における、グリーン経営の新規登録又は更新登録に要した費用のうち新規登録100,000円、更新70,000円とし、要した費用の合計がこの額に満たないときはその金額とする。

※安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する北ト協会員には、別に定める「安全性評価事業（Gマーク制度）普及促進助成金交付要綱」により助成額が加算されます。

（申請方法）

第6条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、認証機関が発行するグリーン経営認証登録証の写し及び新規登録又は更新登録に係る請求書の写し及び領収書等の写しを添付し、北ト協へ提出しなければならない。

(申請期間)

- 第7条 令和6年4月1日から令和7年3月21日（北ト協必着）までとする。
- 2 登録証の登録日を基準とし、登録日が申請期限内であるものとする。
但し、予算枠に達した時点で終了とする。

(助成金交付)

- 第8条 申請を受付け助成金交付条件に適合すると認めるときは、北ト協は会員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

- 第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他の必要事項)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成28年4月1日)

- 第1条 本要綱は平成28年4月1日より施行する。

(附則) (平成29年4月1日)

- 第1条 本要綱は平成29年4月1日より施行する。

(附則) (平成30年4月1日)

- 第1条 本要綱は平成30年4月1日より施行する。

(附則) (2019年4月1日)

- 第1条 本要綱は2019年4月1日より施行する。

(附則) (令和2年3月23日)

- 第1条 本要綱は令和2年4月1日より施行する。

(附則) (令和3年3月23日)

- 第1条 本要綱は令和3年4月1日より施行する。

(附則) (令和4年3月24日)

- 第1条 本要綱は令和4年4月1日より施行する。

(附則) (令和5年3月24日)

- 第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(附則) (令和6年3月26日)

- 第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。